さいたま市告示第63号

さいたま市の発注する「岩槻駅西口土地区画整理事業 11街区外杭撤去工事(R4)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年1月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令 和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

	整理番号	04-3292-12						
	, ,方法	一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業						
<u> </u>		1 11 214						
	· ·場所	岩槻駅西口土地区画整理事業 11街区外杭撤去工事(R4) さいたま市岩槻区大字岩槻地内						
	·期間 ·	契約確定の日から令和5年3月31日まで						
概要	!	土工一式 構造物取壊し工 基礎杭撤去工 PHC 杭 (φ300、L=15.0) 12 本 仮 設工一式 付帯工一式						
予定	[価格(税込)	15,334,000円						
最低制限価格		設定する						
参加	申請受付期間	令和5年1月24日 (火) 午前9時から 令和5年1月26日 (木) 午後5時まで						
入村	.書提出期間	令和5年1月27日(金)午前9時から						
		令和5年1月30日(月)午後5時まで						
盟却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和5年1月31日(火)午後1時30分						
±	名簿登載業種等	とび・土工工事業 B級						
参加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下						
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ						
格		と。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		本公司はたわいし、 賃借有有得に登載された申請事業所の所任地が上記に示り要 件を満たすこと。						
		大士珍法のしが、本工工車にるいで、大公生口円前り祭日において、海畑上を						
	施工実績等	本市発注のとび・土工工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2 に掲げるもの以	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準						
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
設計	2 に掲げるもの以外に提出を要する	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
計図	2に掲げるもの以外に提出を要する書類閲覧等の方法及び	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布						
計図書	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和5年1月16日(月)から						
計図	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から						
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木)						
計図書等	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無						
計図書等保証	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金						
計図書等	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月16日(月)から令和5年1月16日(月)午前9時から令和5年1月23日(月)午後5時まで令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ						
計図書等保証	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金						
計図書等保証	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。						
計図書等 保証 その	2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から令和5年1月23日(月)午後5時まで令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。						
計図書等 保証 その	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から令和5年1月23日(月)午後5時まで令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号						
計図書等 保証 その	2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月16日(月)から 令和5年1月16日(月)午前9時から令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所						
計図書等 保 そ 工	2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月16日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年1月23日(月)午後5時まで令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所電話 048-790-0234						
計図書等 保 そ 工	2に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月16日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年1月23日(月)午後5時まで令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所電話 048-790-0234 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
計図書等 保 そ 工	2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月16日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年1月23日(月)午後5時まで令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所電話 048-790-0234						

现約	整理番号	0 4 - 4 3 8 7 - 4 8						
	, ,方法	○4 4387 48						
	形態	単体企業						
工事		芝川第10-3処理分区下水道工事(北建-R4-2010)						
	· ·場所	さいたま市大宮区大原6丁目地内						
	·物別 ·期間							
		契約確定の日から令和5年5月31日まで (1,400						
概要	!	延長83.1m 管きょ工 開削 (φ400mm、硬質塩ビ管) 76.0m (φ600mm、硬質塩ビ管) 7.1m マンホールエ 組立楕円マンホール 1 箇所 組立 1 号マンホール 2 箇所 取付管工 9 箇所 付帯工一式						
予定	(価格 (税込)	事後公表						
	制限価格	設定する						
	申請受付期間	令和5年1月24日(火)午前9時から						
≫ /JH		令和5年1月26日(木)午後5時まで						
入 杉	.書提出期間	令和5年1月27日(金)午前9時から						
/ (10		令和5年1月30日(月)午後5時まで						
盟却	の場所及び目時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
ם וינוקן		令和5年1月31日 (火) 午後1時40分						
4	名簿登載業種等	土木工事業 C級						
参加	石符立载术性寸	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下						
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ						
格		と。						
	所在地区分	こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻						
		区)に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		体を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
	加 工 天 限 守	(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ						
		た実績があること。						
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「						
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点						
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知						
		日を基準とする。						
	2に掲げるもの以							
	外に提出を要する							
	書類							
	閲覧等の方法及び	電子配布						
設弘	開始期日	今和5年1月16日 (日) から						
計	開始期日	令和5年1月16日(月)から						
計図書	開始期日 質問受付期間	令和5年1月16日(月)午前9時から						
計	質問受付期間	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで						
計図書等	質問受付期間 質問回答期日	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木)						
計図書等	質問受付期間	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
計図書等保証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金						
計図書等保証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ						
計図書等保証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 の対象案件である。						
計図書等保証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 前金払 有 の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当						
計図書等保証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。						
計図書等保証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の						
計図書等保証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 が本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の 対象案件である。						
計図書等保証のの	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 証金 期金払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1						
計図書等保証のの	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課						
計図書等 保 その 工事	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課電話 048-646-3263						
計図書等 保 その 工事	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 がたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
計図書等 保 その 工事	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月16日(月)午前9時から 令和5年1月23日(月)午後5時まで 令和5年1月26日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 前金払 有 部分払 有 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課電話 048-646-3263						

を理番号 7法 ジ態	04-2953-3 一般競争入札(電子) 単体企業
彡態	
7	(仮称) 新開共同集会所建設工事
,	(仮外) 利用共同集云所建設工事 さいたま市桜区新開2丁目168番2、169番2
打削	契約確定の日から令和5年10月27日まで
	延べ面積 256.90 ㎡ S造(軽量鉄骨造) 地上1階建て 建築工事一式 電気 設備工事一式 機械設備工事一式
話格 (税込)	137,060,000円
削限価格	設定する
申請受付期間	令和5年1月31日 (火) 午前9時から 令和5年2月 2日 (木) 午後5時まで
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和5年2月3日(金)午前9時から
3,0014793103	令和5年2月6日(月)午後5時まで
場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
	令和5年2月7日(火)午後1時30分
夕	建築工事業 S級又はA級
口 1号 显 耿 木 7里 寸	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
	「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
	「負俗有力得」という。)に、上心に小り未僅及び守板(登取された有しめること。
武大州区八	さいたま市内に、本店を有していること。
別任地区分	
	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
₩ 	件を満たすこと。
施工夫績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完」
	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
	いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
-) 10 - 20 - 20 - 21	<u>る。</u>
	令和5年1月16日(月)から
質問受付期間	令和5年1月16日(月)午前9時から
	令和5年1月30日(月)午後5時まで
	令和5年2月2日(木)
会及び支払方法	○ 八 札 保 │ 免除 ○ 契 約 保 │ 要 ○ 前金払 │ 有 ○ 部分払 │ 有
	証金 証金
乜	・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」にお
	ける対象工事(受注者希望方式)である。
	・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
1. 当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
	さいたま市環境局施設部環境施設管理課
	泰式 0.4.0 0.0.0 1.0.4.9
	電話 048-829-1343
旦当課	
旦当課	電品 048-829-1343 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課
	回限価格 申請受付期間 連提出期間 の場所及び日時 名簿登載業種等 所在地区分 施工実績等 を取り入る をでは、 のよるとのよるで、 関始期間のであり、 質問のですり、 ででもありました。 関始の方法とした。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

さいたま市告示第120号

さいたま市の発注する「道路修繕工事(北R5市道21121号線)(ゼロ債)」ほか5件の一般 競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年1月23日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 余裕期間を定めている場合の工事
 - (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
 - (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
 - (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
 - (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
 - (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該 工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない 者として取扱うものとする。
 - (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 8 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行

うこととする。

- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)、さいたま市余裕期間設定工事試行要領(令和2 年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の 定めるところによる。

却約	整理番号	04-4365-143					
入札		一般競争入札(電子)					
参加		単体企業					
工事		1 11 == 210					
•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						
工事		さいたま市見沼区大字御蔵地内					
履行		契約確定の日から令和5年5月31日まで 舞覧教長祭注方式による発注 延長343 3m 幅員4.4m~5.0m 舗装工 切削オ					
概要		概算数量発注方式による発注 延長 343.3m 幅員 4.4m~5.0m 舗装工 切削オーバーレイ工 (平均切削深 t=5 cm、再生密粒度 As-20、t=5 cm) 1650 ㎡ 付帯工一式					
予定	価格 (税込)	事後公表					
最低	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和5年1月31日 (火) 午前9時から 令和5年2月 2日 (木) 午後5時まで					
入札	書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から 令和5年2月6日(月)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年2月7日(火)午後2時40分					
4	名簿登載業種等	舗装工事業 C級					
参加資格	石舟立戦末性寸	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。					
	所在地区分	こ。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻					
		区) に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
	施工実績等	件を満たすこと。 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類						
⊐ n.	 閲覧等の方法及び	電子配布					
設 計	開始期日	令和5年1月23日(月)から					
図	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から					
書	×1.11 × 14 / W11.01	令和5年1月30日(月)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和 5 年 2 月 2 日 (木)					
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有					
IN IN HILL	並入し入14714						
その	他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当					
(0)	ie.	する。					
		- ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以					
		降でないとできない。					
		・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。					
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
T	1→ → ML	さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課					
		電話 048-646-3223					
却幼		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
ブルリ	≒∃₩	さいたま巾佃和区市盛り」日4番4万					
		電話 048-829-1180					

契約	- 李亚亚 口	
]整理番号	04-4459-21
	力法	一般競争入札(電子)
	1形態	単体企業
工事		産業道路原山2工区電線共同溝工事(R4)(補)
工事	場所	さいたま市緑区原山1丁目地内
履行	期間	契約確定の日から令和5年8月31日まで
概要	į	延長 103m 開削土工一式 管路工 (電力) 579m (通信) 199m 特殊部工 6
		組 舗装工 138 m² 仮設工一式
予定	(事後公表
最低	制限価格	設定する
参加]申請受付期間	令和5年1月31日(火)午前9時から
		令和5年2月 2日(木)午後5時まで
入札	上書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から
		令和5年2月6日(月)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
	- 20124 - 11 - 4	令和5年2月7日(火)午後2時50分
4	名簿登載業種等	土木工事業 A級
参加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
格		「貝俗石石得」という。)に、上山にかり未悝及び守城と登取された石とめること。
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は見沼区に、本店を有し
		ていること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
	长工坛结然	件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完」
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
	01241127 2 0 01	<u>る。</u>
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	書類	
÷д	閲覧等の方法及び	
	開始期日	
計		令和5年1月23日(月)から
計図	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から
計図書	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで
計図書		令和5年1月23日(月)午前9時から
計図書等	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで
計図書等	質問受付期間 質問回答期日	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木)
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金
計図書等 宗証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金
計図書等 記 で	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金
計図書等に記して	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金
計図書等 保 その	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金
計図書等 記 の 工事	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 か他	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金
	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金
計図書等 混 で 工 車	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 か他	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課
計図書等 証 の 事	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 か他	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金

恝約	整理番号	04-9923-2
入札		一般競争入札(電子)
参加		2者による特定共同企業体
工事		さいたま市立病院・さいたま市立高等看護学院外構工事
工事	• •	さいたま市立州院・さいたよ市立同等有暖子院が博工事 さいたま市緑区大字三室2460番地
履行		契約確定の日から令和6年1月31日まで
概要		工事対象面積約 23000 ㎡ 延べ面積約 1380 ㎡ (キャノピー及び駐輪場の合計) S造 地上1 階建て バスロータリー用キャノピー 歩行者用キャノピー 車橋 子使用者用駐車場用キャノピー及び駐輪場 18 基 構内電気設備工事一式 給排 水衛生設備工事一式 駐車場管制設備工事一式 高等看護学院インフラ本設切替 工事一式
予定価格 (税込)		事後公表
調査基準価格		設定する (失格基準有)
参加申請受付期間		令和5年2月7日(火)午前9時から
		令和5年2月9日(木)午後5時まで
入札	書提出期間	令和5年2月10日(金)午前9時から
, ,,,	L 1/C 1///11/19	令和5年2月13日(月)午後5時まで
開 利.	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
NO.10	WINING HIN	令和5年2月14日(火)午後1時30分
4	名簿登載業種等	代表構成員 建築工事業 S級
参加	有母巫教术主节	その他の構成員 建築工事業 S級又はA級
資		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたます
格		競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及
		城中八代の加貞代日石海(以下「貞代日石海」という。)に、工品に小り条件以下「貞代日石海」という。)に、工品に小り条件以下「黄代日石海」という。)に、工品に小り条件以下「黄代日石海」という。)に、工品に小り条件以下
	所在地区分	
	別任地区分	代表構成員 さいたま市内に、本店を有していること。 その他の構成員 さいたま市内に、本店を有していること。
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請
	library and the late	事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	代表構成員及びその他の構成員
		本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完」
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		る。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和5年1月23日(月)から
図	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から
書等		令和5年2月 6日(月)午後5時まで
,1	質問回答期日	令和5年2月9日(木)
保証	金及び支払方法	○ 八 札 保 │ 免除 ○ 契 約 保 │ 要 ○ 前金払 │ 有 ○ 部分払 │ 有
		証金 証金
その	他	・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」にお
		ける対象工事(受注者希望方式)である。
		・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
		の配置を認めない。
		・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
工事	担当課	さいたま市緑区大字三室2460番地
		さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
		電話 048-873-4170
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
) \ ///		さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180
		Hum

	的整理番号 方法	0 4 - 5 5 5 3 - 1 5
参加	刀伍	,,
	TT/ Ah	一般競争入札(電子)
上事		単体企業
		岩槻本町公民館・岩槻図書館エレベーター設置工事
	場所	さいたま市岩槻区本町4丁目2番25号
覆行	期間	契約確定の日から令和5年9月29日まで
既要		エレベーター設置工事 既存遡及工事
予定	価格(税込)	97,053,000円
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和5年2月7日(火)午前9時から
		令和5年2月9日(木)午後5時まで
入札	書提出期間	令和5年2月10日(金)午前9時から
•	, , , , , , , ,	令和5年2月13日(月)午後5時まで
辑札.	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
/13 2		令和5年2月14日(火)午後1時40分
4	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級
参加	石骨工教术主节	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
格		と。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
	月任地区万	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
-	施工実績等	件を満たすこと。 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
	旭工天隕守	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
	0 12 14 12 2 2 2 11	<u>5.</u>
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和5年1月23日(月)から
図書	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から
音 笙		令和5年2月 6日(月)午後5時まで
71	質問回答期日	令和5年2月9日(木)
呆証	金及び支払方法	入 札 保 │ 免除 契 約 保 │ 要 前金払 │ 有 部分払 │ 有
		証金 証金 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
その	他	・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」にお
		ける対象工事(受注者希望方式)である。
		・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
上爭		さいたま市建設局建築部営繕課
上事		
上争		電話 048-829-1527
	担 担 担 担	電話 048-829-1527 さいたま市浦和区常般6丁目4番4号
	担当課	電話 048-829-1527 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課
等に保証をの	他	令和5年2月9日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事(受注者希望方式)である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

却糸)整理番号	04-4487-39						
		一般競争入札(電子)						
	///							
		単体企業						
工事		大谷口排水区下水道工事(南建-R4-2007)						
	場所	さいたま市南区大字大谷口地内						
	期間及び工事開始期	工事開始日から234日間						
限日		工事開始期限日は、令和5年4月19日(水)						
概要		延長 120.8m 管きょ工 泥濃式推進 (φ1350、鉄筋コンクリート管) 120.8m						
		マンホール工 矩形マンホール 2 基						
予定	(事後公表						
最低	制限価格	設定する						
参加	1申請受付期間	令和5年2月7日(火)午前9時から						
		令和5年2月9日(木)午後5時まで						
入札	.書提出期間	令和5年2月10日(金)午前9時から						
		令和5年2月13日(月)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和5年2月14日(火)午後1時50分						
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級						
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下						
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ						
格		٤.						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
	/// II / II PE PE //	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい						
	施工実績等	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成						
	施工実績等 2 に掲げるもの以	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい						
	施工実績等 2に掲げるもの以 外に提出を要する	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回ってい						
	施工実績等 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
設	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布						
計	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から						
計 図	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から						
計	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで						
計図書等	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木)						
計図書等	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
計図書等保証	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金						
計図書等	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件						
計図書等保証	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金						
計図書等保証	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件						
計図書等保証	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金						
計図書等保証	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年2月6日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 証金 前金払 有部分払 有 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。						
計図書等保証	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有部分払 有 正金 が本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。						
計図書等保証	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有部分払 有 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。						
計図書等 保 その	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払 有部分払 有 正金 が本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。						
計図書等 保 その	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
計図書等 保 その	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 前金払 有部分払有 が本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。						
計図書等 保 そ 工 事	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有証金 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課電話 048-840-6263						
計図書等 保 そ 工 事	施工実績等 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 一 電子配布令和5年1月23日(月)から令和5年2月6日(月)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで令和5年2月9日(木) 入札保免除契約保要前金払有部分払有 正金 前金払有部分払有 正金 がよいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市過休2日試行工事(発注者指定型)」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象案件である。						

+n 4/	+4 ×m ×5 H								
	整理番号		$\frac{384-2}{1000000000000000000000000000000000000$						
入札			入札(電子	-)					
	形態	単体企業							
工事			処理分区外			R 5 - 3 0	006) (ゼロ債)	
工事	場所	さいたま	市岩槻区南	「平野2丁I	1地内外				
履行	期間及び工事開始期	工事開始	日から21	2 日間					
限日		工事開始	期限日は、	令和5年4	4月3日(月)			
概要		延長 448.	5m 管き』	・更生工	(既設管径	250mm) 1	42.4m (ļ	既設管径 8	00mm)
		11.5m	(既設管径	1100mm) 2	94.6m 付表	帯工一式			
予定	価格(税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加申請受付期間		令和5年	2月7日((火) 午前:	9時から				
		令和5年	2月9日((木) 午後:	5 時まで				
入札	書提出期間	令和5年	2月10日	(金) 午前	前9時から				
		令和5年	2月13日	(月) 午往	後5時まで				
開札	の場所及び日時		市浦和区常				7役所 入7	札室	
			2月14日						
参	名簿登載業種等	土木工事	業S級						
加		本公告日	において、	令和3·4	4年度のさ	いたま市競	竞争入札参加	加資格者名	簿(以下
資格								載された者	
格		と。			•			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	所在地区分		市内に、本	:店を有し~	ていること	0			
	», = , .						業所の所	在地が上記	に示す要
		件を満た		7 II I I I I	.,	, - , - , , , , ,	214/21 - 7211		/
	施工実績等			件を満たし	- 、かつ、	(3)の要件	を満たして	いること。	
								更生工事	
								ての実績の	
		1	当資比率が				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
							新技術機構	ずの技術審 す	監明を
								等に加入し	
		د ځ ت	-/12//-						
			7発注の土	木工事につ	いて、本生	公告日以前	3箇月にお	いて通知し	ンた「エ
								(合計」が(
								·該通知書の	
			生とする。		,				
	2に掲げるもの以			-る(2)の場	合について	ては、協会	等に加入し	ていること	とを証明
	外に提出を要する		の写し、及				•		/ •
	書類			** *!	— .—				
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
設計	開始期日		1月23日	(月) から					
図	質問受付期間		1月23日						
書等		1	2月 6日						
等	質問回答期日		2月9日 (
保証	金及び支払方法	入札保		契約保	要	前金払	有	部分払	有
F 14 Halla		証金	23,000	証金		111 1	'-	B1: 24 4E.	'*
その	 他		は、「さい		谷期間設定	試行工事	(任意着手		対象案件
		である。		- 3::1:2411	,		.,,		
			は、「さい	たま市週代	木2日試行	工事(発泡	注者指定型])」の対象	案件であ
		る。						= ' ' ' '	
			は債務負担	1行為該当第	案件のため	、前払金等	等の請求は	令和5年4	月3日以
			とできない					•	
		・本工事	は、「建設	キャリア	アップシス	テム活用モ	デル工事	である。	
								発注者指定	型)」の
		対象案件							
		•							

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、1ページ目です。)

契約整理番号	0 4 - 4 3 8 4 - 2 8
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
	さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課
	電話 048-646-3255
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
	さいたま市財政局契約管理部契約課
	電話 048-829-1180

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、2ページ目です。)

さいたま市告示第121号

さいたま市の発注する「暮らしの道路整備工事(市道31352号線)(ゼロ債)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年1月23日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 余裕期間を定めている場合の工事
 - (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
 - (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
 - (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
 - (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
 - (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該 工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない 者として取扱うものとする。
 - (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成

24年さいたま市制定)、さいたま市余裕期間設定工事試行要領(令和2年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

対象工事	ア 暮らしの道路整備工事(市道31352号線) (ゼロ債)
	イ 暮らしの道路整備工事(市道11253号線) (ゼロ債)
	ウ 暮らしの道路整備工事(市道1007号線)(ゼロ債)
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。
	・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

玉刀 火		
	整理番号	04-4356-115
	.方法	一般競争入札(電子)
	1形態	単体企業
工事		暮らしの道路整備工事(市道31352号線)(ゼロ債)
	場所	さいたま市西区大字高木地内
履行	対間及び工事開始期	工事開始日から153日間
限日		工事開始期限日は、令和5年4月3日(月)
概要		延長 186m 幅員 4.0m 舗装工 下層路盤 527 ㎡ 上層路盤 527 ㎡ 表層 530 ㎡
		排水構造物工 側溝工 355m 付帯工一式
予定	(価格(税込)	事後公表
最低制限価格		設定する
参加	1申請受付期間	令和5年1月31日(火)午前9時から
		令和5年2月 2日(木)午後5時まで
入札	.書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から
		令和5年2月6日(月)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和5年2月7日(火)午後1時40分
参	名簿登載業種等	土木工事業 B級
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資格		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
格		ک
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻
		区)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
	2に掲げるもの以	いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 -
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する	る。
		る。
設	外に提出を要する	る。
設計	外に提出を要する 書類	る。 -
計 図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	る。 - 電子配布
計図書:	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から
計 図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木)
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 知会
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 が本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	る。 - 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 が本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月30日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	 電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	□ 電子配布 □ 令和5年1月23日(月)から □ 令和5年1月23日(月)から □ 令和5年1月30日(月)午前9時から □ 令和5年2月2日(木) □ 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 部分払 有
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金
計図書等 保証 その	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月30日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以降でないとできない。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
計図書等 保 その	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金
計図書等 保 その	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	□ 電子配布
計図書等 保 その 工	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市会裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市通休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は「現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以降でないとできない。・本工事は「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課
計図書等 保 そ 工 事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問回答期日 金及び支払方法 他	電子配布 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市会裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市通休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以降でないとできない。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。・本工事は、「建設エ事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課電話 048-646-3206

契約整理番号
工事名
工事名 暮らしの道路整備工事(市道11253号線) (ゼロ債) さいたま市見沼区大和田町2丁目地内 版行期間及び工事開始期 限日
工事場所
腰行期間及び工事開始期 工事開始目から148日間 工事開始期限日は、令和5年3月31日(金)
腰日
振要
排水構造物工 長尺U型側溝 196m 長尺桝 4 箇所 区画線工一式 付帯工一式 事後公表 最低制限価格 設定する 参加申請受付期間
予定価格(税込) 事後公表 設定する 参加申請受付期間 令和5年1月31日(火)午前9時から 令和5年2月2日(木)午後5時まで 入札書提出期間 令和5年2月3日(金)午前9時から 令和5年2月6日(月)午後5時まで 調札の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年2月7日(火)午後1時50分 本店日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 本公告日において、令格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本工生を有していること。 本工を有していること。 本工を有していること。 本工を有していること。 本工業績等 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を上下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする書類 関覧等の方法及び 計費間受付期間 設間受付期間 質問受付期間 管間受付期間 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年1月30日(月)年後5時まで 資間回答期日 保証金及び支払方法 へ和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 その他 ・本工事は、「さいたま市会裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市過休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
最低制限価格 設定する 参加申請受付期間 令和5年2月31日(火)午前9時から令和5年2月3日(金)午前9時から令和5年2月6日(月)午後5時まで 会和5年2月3日(金)午前9時から令和5年2月7日(火)午後1時50分 参加の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市後所入札室今和5年2月7日(火)午後1時50分 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 所在地区分 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たっこと。本の治したで、本市発達の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成検済評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 設置 閲覧等の方法及び書類 日間受付期間 令和5年1月23日(月)から 何和5年1月23日(月)から 何和5年1月23日(月)から 行和5年1月30日(月)午後5時まで 今和5年2月2日(木) 人札保 免除 契約保 要前金払 有 部分払 有 部分払 有 正金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要前金払 有 部分払 有 正金 である。・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市逸休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
参加申請受付期間
会和5年2月 2日 (木) 午後5時まで 会和5年2月3日 (金) 午前9時から 会和5年2月6日 (月) 午後5時まで 会和5年2月6日 (月) 午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 会和5年2月7日 (火) 午後1時50分 土木工事業 B級 本公告日において、合和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 本公告日において、会和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本小店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類
入札書提出期間
開札の場所及び日時
開札の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室令和5年2月7日(火)午後1時50分 参加資格 名簿登載業種等 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 所在地区分 所在地区分 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 施工実績等 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び開始期日 質問受付期間
令和5年2月7日(火)午後1時50分
本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 所在地区分
本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 所在地区分
資格 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 所在地区分 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 施工実績等 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成検評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする書類 設開覧等の方法及び開始期日 電子配布 令和5年1月23日(月)から令和5年1月23日(月)から令和5年1月30日(月)午前9時から令和5年1月30日(月)午後5時まで資間回答期日 令和5年1月23日(月)年前9時から令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 その他 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
格 と。 所在地区分 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び 電子配布令和5年1月23日(月)から質問受付期間 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)年前9時から令和5年1月30日(月)年後5時まで 令和5年1月30日(月)年後5時まで
所在地区分 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)年前9時から 令和5年1月30日(月)年後5時まで 質問回答期日 令和5年2月2日(木) 八札保免除 契約保要 前金払 有部分払 有証金 である。 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 施工実績等 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類
本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
#を満たすこと。 施工実績等 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和5年1月23日(月)から 質問受付期間 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年1月30日(月)午後5時まで質問回答期日 令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 その他 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
施工実績等 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布令和5年1月23日(月)から 質問受付期間 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月30日(月)午前9時から令和5年1月30日(月)午後5時まで質問回答期日 令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入れ保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 や本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 関覧等の方法及び 電子配布令和5年1月23日(月)から 質問受付期間 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 質問回答期日 令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入れ保免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 この他 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 一 設開覧等の方法及び開始期日 電子配布令和5年1月23日(月)から同じ受付期間である。 (年記金及び支払方法 (月) 午前9時から今和5年1月30日(月)午後5時まで同じのである。 (日) 午後5時までである。 (本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 (本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
2 に掲げるもの以外に提出を要する 書類
2に掲げるもの以外に提出を要する書類 電子配布
外に提出を要する書類 設計 関覧等の方法及び開始期日 電子配布令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年1月30日(月)午後5時まで質問回答期日 令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入札保免除証金 契約保要前金払有 前金払有 部分払有 その他 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
書類 閲覧等の方法及び 電子配布
設計 開始期日閲覧等の方法及び (常和5年1月23日(月)から (全和5年1月23日(月)から (全和5年1月30日(月)午前9時から (全和5年1月30日(月)午後5時まで (管間回答期日会和5年2月2日(木)保証金及び支払方法入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金ご金前金払 有 部分払 有その他・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
計 関 時 等 開始期日 令和5年1月23日(月)から 令和5年1月30日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 質問回答期日 質問回答期日 令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入札保 証金 契約保 証金 要 証金 前金払 前金払 前金払 前金払 有 有 部分払 有 その他 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
図書等 令和5年1月23日(月)午前9時から令和5年1月30日(月)午後5時まで質問回答期日 資間回答期日 令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 その他 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
書等 令和5年1月30日(月)午後5時まで 質問回答期日 令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 その他 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
専 関間回答期日 令和5年2月2日(木) 保証金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 その他 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
保証金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
正金 証金 証金 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一
である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。
る。
・本丁事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象丁事に該当
する。
・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事
アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する
場合がある。
・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
降でないとできない。
I will be proposed to the control of
・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の 対象案件である。

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。(このページは、1ページ目です。)

契約整理番号	0 4 - 4 3 5 6 - 1 1 6
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
	さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課
	電話 048-646-3206
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
	さいたま市財政局契約管理部契約課
	電話 048-829-1180

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、2ページ目です。)

却約	整理番号	04-435	6 – 1	1 7						
	<u> </u>	04-4356-117 一般競争入札 (電子)								
	<u>ガム </u>									
工事		単体企業 草にしの道牧敷借工事(末道1007号線) (ゼロ唐)								
工事	•	暮らしの道路整備工事(市道1007号線)(ゼロ債)								
	*****	さいたま市岩槻区大字鹿室地内								
	期間及び工事開始期	工事開始日から134日間								
限日		工事開始期限日は、令和5年3月29日(水)								
概要		延長 120m 幅員 3.5~5.0m 舗装工 下層路盤 412 ㎡ 上層路盤 412 ㎡ 表層								
		417 ㎡ 排水構造物工 長尺 U 字溝 150m 自由勾配側溝 24m 集水桝 6 箇所 付								
	/m l/h / (1)\ \ \ 1	帯工一式 車丝 公主								
	価格(税込)	事後公表								
	制限価格	設定する 全和5年1月21日(水) ケ並の味から								
参加申請受付期間		令和5年1月31日(火)午前9時から								
→ L1	+. (D . (. Un DD	令和5年2月 2日(木)午後5時まで								
人和	書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から 令和5年2月6日(月)午後5時まで								
HH 1.1	_ III =					()) J	- / II = -			
開札	の場所及び日時	さいたま市浦					で 人	凡至		
	6 54 70 40 110 cc 66	令和5年2月		(火) 午後:	2 時 0 0 分					
参	名簿登載業種等	土木工事業		۸				1	tota (sse_a	
加		本公告日にお								
資格		「資格者名簿	: J & V	いう。)に、	上記に示	す業種及び	「等級で登」	載された者	であるこ	
111	== 4. W. F. A	<u>ک</u> .	-t	1	~ ~ ~ ~	/ 			77. 400 ULUM	
	所在地区分	さいたま市北				(西区、北	[区、大宮]	丛、見沼区	及び岩槻	
		区)に、本店					+ VIIV	<i></i>	\ = 1 =	
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							に示す要	
	11 1 1	件を満たすこ			1 2 1 -			> → / > >	F	
	施工実績等	本市発注の土							-	
		成検査結果及				_	_			
		いないこと。	なお、	期間の昇	Eに当たっ	ては、当該	(連知書の)	囲知日を基	準とす	
	0)-10,107,2001	る。								
	2に掲げるもの以	_								
	外に提出を要する									
	書類	(表 フェコナ)								
設計図書等	閲覧等の方法及び	電子配布	0.0 =	. (0) 2.3						
	開始期日	令和5年1月23日(月)から								
	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から								
	新田 -	令和5年1月30日(月)午後5時まで 今和5年2月2日(オ)								
/□ ==	質問回答期日	令和 5 年 2 月 2 日 (木) 入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有 部分払 有								
保祉	金及び支払方法		乐	契約保	要	前金払	有	部分払	有	
7	hi.	証金	د عاد ۲	証金	사 Ha BB ED 난	き4 た ナ ま	(月立 美工)	++)	14 A A III	
その	怛	・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。								
		・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ								
		る。								
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当								
		・ 中工事は、								
			ススポ	13 一块1	ナカポルト	り宝施する	ため 別	表に掲げる	分象工事	
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中								
		上する場合がある。								
		近りる場合がめる。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以								
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、則払金等の請求は令和5年4月3日以 降でないとできない。								
		降でないとできない。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
		・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モテル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の								
		対象案件であ		ヘエザック域ド	市岬勿に関	7 公野(11X)	水上尹(2	元任11日化	エノ」の	
I bl. and a control		刈豕米什しの	رم) ₀							

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、1ページ目です。)

契約整理番号	04-4356-117
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
	さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課
	電話 048-646-3206
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
	さいたま市財政局契約管理部契約課
	電話 048-829-1180

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、2ページ目です。)

さいたま市告示第122号

さいたま市の発注する「芝川第9-1処理分区下水道工事(北建-R5-1015)(ゼロ債)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年1月23日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。) がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取 扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 余裕期間を定めている場合の工事
 - (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
 - (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
 - (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
 - (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
 - (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該 工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない 者として取扱うものとする。
 - (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成

24年さいたま市制定)、さいたま市余裕期間設定工事試行要領(令和2年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

対象工事	ア 芝川第9-1処理分区下水道工事(北建-R5-1015)(ゼロ債)
	イ 芝川第10-3処理分区下水道工事(北建-R5-1007)(ゼロ債)
	ウ 暮らしの道路整備工事(市道31882号線)(ゼロ債)
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。
	・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

±π √/-		0.4. 4.2.9.7. 5.2
契約整理番号 入札方法		04-4387-53 一般競争入札 (電子)
	形態	単体企業
工事		芝川第9-1処理分区下水道工事(北建-R5-1015)(ゼロ債)
	場所	さいたま市見沼区大字南中野地内
	期間	契約確定の日から令和5年7月31日まで
概要		延長 117.0m 管きょ工 開削 (φ200、硬質塩ビ管) 117.0m マンホールエ 組
		立楕円マンホール8箇所 取付管工 取付管18箇所 付帯工一式
	価格 (税込)	事後公表
	制限価格	設定する
参加	申請受付期間	令和5年1月31日(火)午前9時から
		令和5年2月 2日(木)午後5時まで
入札	書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から
		令和5年2月6日(月)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和5年2月7日(火)午後2時10分
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資 格		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
1111		と。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻
		区)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ
		た実績があること。
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知
	りた相ばてものい	日を基準とする。
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	書類	- プロナ
設	閲覧等の方法及び	
計図	開始期日	令和5年1月23日(月)から 今和5年1月23日(月)から
書	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から
書等	66 H 口 放 扣 口	令和5年1月30日(月)午後5時まで
/□ ==	質問回答期日	令和5年2月2日 (木)
保祉	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
7 0	h la	証金 証金
その	怛	
		る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
		・ 中工争は、
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
		本工事は関切がに同意は国際にの、間面ですの間がは同様の中生力の自然 降でないとできない。
		「神でないとくさない。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の
		対象案件である。
丁重	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
ユヂ	1→ → H/V	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課
		電話 048-646-3263
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
ノミルコ	1 H/V	さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180
		Ham 0 T O O O O O O O O O O O O O O O O O O

契約	整理番号	04-4387-54
入札方法		一般競争入札 (電子)
参加	形態	単体企業
工事	名	芝川第10-3処理分区下水道工事(北建-R5-1007)(ゼロ債)
	場所	さいたま市大宮区北袋町2丁目地内外
	期間	契約確定の日から令和5年7月31日まで
概要		延長 67.8m 管きょ工 開削 (φ350、硬質塩ビ管) 67.8m マンホールエ 組立
		1号マンホール3箇所 取付管工3箇所 付帯工一式
	価格 (税込)	事後公表
	制限価格	設定する
	申請受付期間	令和5年1月31日 (火) 午前9時から 令和5年2月 2日 (木) 午後5時まで
入札書提出期間		令和5年2月3日(金)午前9時から 令和5年2月6日(月)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年2月7日(火)午後2時20分
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資格		「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻
		区)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた。
		た実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知
		日を基準とする。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和5年1月23日(月)から
図書	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から
等	CC HI - bb III -	令和5年1月30日(月)午後5時まで
/□ ===	質問回答期日	令和 5 年 2 月 2 日 (木)
保証	金及び支払方法	入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有 証金
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ
		る。
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
		する。
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事
		アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する
		場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
		・本工事は損伤負担11 局級目条件のため、則払金等の請求は下和3 年4 月 3 日以 降でないとできない。
		「神でないとくさない。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型) の
		対象案件である。
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
		さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課
		電話 048-646-3263
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180

±n 44-	*************************************	
	整理番号	04-4356-118
入札		一般競争入札(電子)
	形態	単体企業
工事		暮らしの道路整備工事(市道31882号線)(ゼロ債)
工事		さいたま市西区大字指扇地内
	期間及び工事開始期	工事開始日から162日間
限日		工事開始期限日は、令和5年4月3日(月)
概要		延長 93m 幅員 4.00m 舗装工 下層路盤 276 ㎡ 上層路盤 276 ㎡ 表層 279 ㎡ 排水構造物 長尺 U 型側溝 132m 集水桝 6 箇所 区画線工一式 付帯工一式
予定	価格(税込)	事後公表
最低	制限価格	設定する
参加	申請受付期間	令和5年1月31日(火)午前9時から
		令和5年2月 2日(木)午後5時まで
入札	書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から
		令和5年2月6日(月)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和5年2月7日(火)午後2時30分
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
格		الله الله الله الله الله الله الله الله
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻
	// E-6E-73	区)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。
	旭工大順守	(1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ
		た実績があること。
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知
		日を基準とする。
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	書類	
	 閲覧等の方法及び	電子配布
設計	開始期日	令和5年1月23日(月)から
図	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から
書	貝미又下朔间	令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで
等	質問回答期日	令和5年1月30日(月) 干板3時よく
/□ 章式		
休祉	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
7.0	/r.la	証金 証金 二重金 1
その	10	
		である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ
		・ 本工争は、 「さいたま印題体2日試刊工争(文任有布室空)」の対象条件であ る。
		- る。 - ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
		する。
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事
		ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中
		近りる場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
		・ 本工事は債務負担付為該自条件のため、則仏金寺の請求は予和3年4月3日以 降でないとできない。
		降じないとじさない。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
		・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の
		・ 本工事は、「建設工事の逐幅臨場に関する武打対家工事(完任有指定型)」の 対象案件である。
<u></u>		// 多米IT (の句。

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、1ページ目です。)

契約整理番号	0 4 - 4 3 5 6 - 1 1 8
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
	さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課
	電話 048-646-3206
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
	さいたま市財政局契約管理部契約課
	電話 048-829-1180

注:本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。 (このページは、2ページ目です。)

さいたま市告示第123号

さいたま市の発注する「岩 2 1 0 外 1 0 橋補修設計業務 (ゼロ債)」ほか 2 件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年1月23日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
 - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - カ 管理技術者及び照査技術者(照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。) を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある 者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
 - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- 2 入札参加資格の確認
 - (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
 - (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
 - (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
 - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
 - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
 - (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定 書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札

候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、 入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格を もって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最 低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札 を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

	整理番号	04-4356-119
	方法	一般競争入札 (電子)
	形態	単体企業
業務	名	岩210外10橋補修設計業務(ゼロ債)
業務	場所	さいたま市岩槻区大字南下新井地内外
履行期間		契約確定の日から令和5年9月29日まで
概要		設計計画一式 損傷箇所の現地調査・一般図作成一式 補修設計一式 照査一式
		報告書作成一式 関係機関協議一式 打合せ協議一式
予定価格 (税込)		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和5年1月31日(火)午前9時から
		令和5年2月 2日(木)午後5時まで
入札	書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から
, .,_	L 10 L 1771 113	令和5年2月6日(月)午後5時まで
開札.	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
1713 6	17 M///X O F 11	令和5年2月7日(火)午後3時00分
4	名簿登載業務	建設コンサルタント/維持、補修、その他
参加	石骨丛教术初	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。
格	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
	万在地色为	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を
		本公日はにおいて、負債日石得に豆取された中間事業別の別位地が上記の安けを 満たすこと。
		本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「鋼構造及びコンクリ
	立 歌 印门	本公百日において、建設コンリルタント登録
		本公告日において、平成24年度以降、橋梁の新設工事、拡幅工事、耐震補強工
	未伤大限守	事又は補修工事の設計業務を元請として完成させた実績があること(共同企業体
		としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
	2に掲げるもの以	ことの天候の物では、山真比平が20万以上のものに限る。)。
	外に提出を要する	
	書類	
	_ 直想 閲覧等の方法及び	電子配布
設計	閲覧等のガ伝及の 開始期日	
計 図	質問受付期間	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から
書	員问文刊 朔间	
等	新胆口 <i>炒</i> # 0	令和5年1月30日(月)午後5時まで
/□ =-	質問回答期日	令和 5 年 2 月 2 日 (木)
床訨	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 免除 前金払 有
7 0	/r.la	証金
その	1111	
		該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて
		提出すること。
		・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以際でないたできない。
ÁŘ- ∆%-	+□ V/ ≅⊞	降でないとできない。
兼 務	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
		さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課
-leve * *	I was a la mirro	電話 048-646-3205
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180

机火石	救 理妥旦	0.4.4.2.5.6.1.2.0
	整理番号	04-4356-120
	方法	一般競争入札(電子)
	形態	単体企業 まきょう **** (大学 4 0 0 0 日 40 4 1 円 40) (バー 体)
業務	•	暮らしの道路測量設計業務(市道4220号線外1路線)(ゼロ債)
業務場所		さいたま市岩槻区城南5丁目地内外
履行期間		契約確定の日から令和5年12月15日まで
概要		測量延長 580m 用地測量 1.21ha 路線測量 0.58km 道路詳細設計 0.58km
予定	価格 (税込)	16,280,000円
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和5年1月31日(火)午前9時から
		令和5年2月 2日(木)午後5時まで
入札	書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から
		令和5年2月6日(月)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和5年2月7日(火)午後3時10分
参	名簿登載業務	「建設コンサルタント/道路」及び「測量/測量一般」
加	,,,,,,	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。
格	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
	77 12.6 12.70	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を
		満たすこと。
	登録部門	
	業務実績等	
	米切	
	0121411127 0011	
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和5年1月23日(月)から
図書	質問受付期間	令和5年1月23日(月)午前9時から
等		令和5年1月30日(月)午後5時まで
等	質問回答期日	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木)
等	質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有
等		令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木)
等 保証	金及び支払方法	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当
等 保証	金及び支払方法	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金
等 保証	金及び支払方法	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当
等 保証	金及び支払方法	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて
等 保証	金及び支払方法	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて 提出すること。
保証その	金及び支払方法	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて 提出すること。 ・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
保証その	金及び支払方法他	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて 提出すること。 ・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以 降でないとできない。
保証その	金及び支払方法他	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金
等保証その業務	金及び支払方法他	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて 提出すること。 ・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以 降でないとできない。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課
等保証その業務	金及び支払方法 他 担当課	令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて 提出すること。 ・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以 降でないとできない。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206

	敢细采 口	0.4 4.2 F.6 1.9.1
	整理番号	04-4356-121
	方法 ************************************	一般競争入札(電子)
	形態	単体企業 表 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
業務		暮らしの道路測量設計業務(市道32139号線)(ゼロ債)
業務場所		さいたま市西区大字中釘地内
履行期間		契約確定の日から令和5年8月31日まで
概要	•	測量延長 380m 用地測量 1.33ha 路線測量 0.38km 道路詳細設計 0.38km
予定	価格 (税込)	13,068,000円
最低	:制限価格	設定する
参加	申請受付期間	令和5年1月31日(火)午前9時から
		令和5年2月 2日(木)午後5時まで
入札	書提出期間	令和5年2月3日(金)午前9時から
		令和5年2月6日(月)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和5年2月7日(火)午後3時20分
参	名簿登載業務	「建設コンサルタント/道路」及び「測量/測量一般」
<i></i> 加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。
格	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
	/// 12.2 12.73	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を
		満たすこと。
	登録部門	
	業務実績等	
	米切	
	りに担定するのい	
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	
	BB / / 44n B	電子配布
計	開始期日	令和5年1月23日(月)から
計 図	開始期日 質問受付期間	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から
計図書	質問受付期間	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで
計図書等	質問受付期間 質問回答期日	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木)
計図書等	質問受付期間	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有
計図書等	質問受付期間 質問回答期日	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保免除契約保免除前金払有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保免除契約保免除前金払有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当
計図書等	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
計図書等保証	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて 提出すること。 ・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以 降でないとできない。
計図書等保証のの	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
計図書等保証のの	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金 契約保 免除 前金払 有 証金 ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当 該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて 提出すること。 ・本業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以 降でないとできない。
計図書等保証のの	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金
計図書等 保 そ 業務	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金
計図書等 保 そ 業務	質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和5年1月23日(月)から 令和5年1月23日(月)午前9時から 令和5年1月30日(月)午後5時まで 令和5年2月2日(木) 入札保 免除 契約保 免除 前金払 有 証金

さいたま市告示第204号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(北R5市道10528号線)(ゼロ債)」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年1月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
 - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
 - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
 - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
 - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
 - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
 - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
 - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
 - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
 - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
 - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
 - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
 - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
 - イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等 又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を 証明する書類
 - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
 - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険 等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用 除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で 変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付するこ と。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
 - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
 - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
 - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
 - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
 - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
 - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
 - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
 - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 余裕期間を定めている場合の工事
 - (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
 - (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
 - (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
 - (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
 - (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該 工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない 者として取扱うものとする。
 - (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 8 契約金の支払方法
 - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
 - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行

うこととする。

- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)、さいたま市余裕期間設定工事試行要領(令和2 年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の 定めるところによる。

初始	整理番号	0 4 - 4 3 6 5 - 1 4 4
	<u> </u>	○4-4305-144 一般競争入札(電子)
	<u>ガ伝</u> 形態	単体企業
工事		スマイルロード整備工事(北R5市道10528号線)(ゼロ債)
工事場所		さいたま市北区本郷町地内外
履行期間及び工事開始期		工事開始日から120日間
限日		工事開始期限日は、令和5年4月3日(月)
概要		概算数量発注方式による発注 延長 537m 幅員 4.5~5.6m 舗装工 路面切削工 (平均切削厚 5 cm) 11 ㎡ 切削オーバーレイ (平均切削厚 12 cm、再生粗粒度 As-20、t=7 cm) 2240 ㎡ 表層 (再生密粒度 As-20、t=5 cm) 2250 ㎡ 不陸整正【夜間】 (RM-40、平均 t=4 cm) 586 ㎡ 表層【夜間】 (再生密粒度 As-20、t=7 cm) 586 ㎡ 付帯エー式
予定	価格(税込)	事後公表
	制限価格	設定する
	申請受付期間	令和5年2月7日(火)午前9時から
<i>≫</i> //µ	中明文门剂间	令和5年2月9日(木)午後5時まで
7 #1	書提出期間	令和5年2月10日(金)午前9時から
ノヘイム	日近山別川	令和5年2月10日(金) 午前9時から
間刊	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
	小勿り以 (), 日 时	令和5年2月14日(火)午後2時10分
	名簿登載業種等	市和 5 年 2 月 1 4 日 (火) 干後 2 時 1 0 分 舗装工事業 A級
参	行 冯	一師表工事業 A板 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
加炎		
資格		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
TH		٤.
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事気
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		る。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
⊐ n.	閲覧等の方法及び	雷子配布
設計	開始期日	令和5年1月30日(月)から
図	質問受付期間	令和5年1月30日(月)午前9時から
書等	貝미又口別间	令和5年2月 6日(月)午後5時まで
等	質問回答期日	令和5年2月9日(木)
/P ≢r	頁向回各朔口	
休祉	金及い又払万伝	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 証金
7 0	<i>t</i> ila	
その	他	・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件
		である。
		・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ
		5.
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
		する。
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
		吹ったいしっきかい
		降でないとできない。
		・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の
	ler ale am	・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の 対象案件である。
工事	担当課	・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
工事	担当課	・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
工事	担当課	・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
	担当課担当課	・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
		・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223
		・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の対象案件である。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

契約	整理番号	04-4365-145		
入札方法		一般競争入札(電子)		
	形態	単体企業		
工事		道路修繕工事(北R5市道4411号線外)(ゼロ債)		
		さいたま市岩槻区大字黒谷地内外		
	期間及び工事開始期	工事開始日から120日間		
限日		工事開始期限日は、令和5年4月3日(月)		
概要		概算数量発注方式による発注 延長 367m 幅員 5.9~8.7m 舎		面切削 (
MY		平均切削深さ 5 cm) 63 ㎡ 切削オーバーレイ (平均切削深さ As-20、t=7 cm) 2400 ㎡ 表層 (改質 II 型密粒度 As-20、t=5 帯工一式	5 cm、再生	E粗粒度
予定	価格 (税込)	事後公表		
最低	制限価格	設定する		
参加	申請受付期間	令和5年2月7日(火)午前9時から 令和5年2月9日(木)午後5時まで		
入札	書提出期間	令和5年2月10日(金)午前9時から		
		令和5年2月13日(月)午後5時まで		
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入村	七室	
		令和5年2月14日(火)午後2時20分		
参	名簿登載業種等	舗装工事業 A級		
加		本公告目において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加	川資格者名	簿(以下
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載	戯された者	であるこ
格		と。		
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。		
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所存	生地が上記	に示す要
		件を満たすこと。		
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告目以前3箇月において、	通知した	「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」だ	が 6 5 点を	下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の過	通知日を基	準とす
		る。		
	2に掲げるもの以	_		
	外に提出を要する			
	書類			
設	閲覧等の方法及び	電子配布		
計	開始期日	令和5年1月30日(月)から		
図	質問受付期間	令和5年1月30日(月)午前9時から		
書等		令和5年2月 6日(月)午後5時まで		
	質問回答期日	令和5年2月9日(木)	1	
保証	金及び支払方法	入 札 保 免除 契 約 保 要 前金払 有	部分払	有
		証金 証金 証金		
その	他	・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手ご	方式)」の	対象案件
		である。		
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認め	りる対象工	.事に該当
		する。	^ The F 4	
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は全	育和 5 年 4	月3日以
		降でないとできない。	16.14.45.H	· # () · •
		・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(多	尼仕石指疋	望月」の
T #	+□ 小 細	対象案件である。		
上争	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1		
		さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課		
±n 4/.	+u V/ ੩⊞	電話 048-646-3223		
尖約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号		
		さいたま市財政局契約管理部契約課		
		電話 048-829-1180		

却幼ョ	牧 理 釆 巳	0 4 - 4 4 8 4 - 2 5
契約整理番号 入札方法		一般競争入札 (電子)
参加到		単体企業
工事		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
工事		さいたま市中央区下落合5丁目地内外
		工事開始日から192日間
限日		工事開始期限日は、令和5年4月7日(金)
概要		改築工 管きょ更生工 (φ250~600) 548.6m 耐震継手設置工 (φ250~600) 32
州女		箇所 付帯工一式
予定化		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和5年2月14日 (火) 午前9時から
5 7 W HI4 5 C 4 7 7 7 1 1 4		令和5年2月16日(木)午後5時まで
入札書提出期間		令和5年2月17日(金)午前9時から
		令和5年2月20日(月)午後5時まで
開札の	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和5年2月21日(火)午後1時40分
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資 格		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
1谷		٤.
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
	II	件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。
		(1) 本公告日において、平成24年度以降、下水管(函)渠更生工事を元請として完成された実績がまること(世界会業体の構造量)とての実績の場合は、出
		て完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合は、出 資比率が20%以上のものに限る。)。
		「夏に平が20%以上のものに限る。」。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受
		けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入しているこ
		と。
		(3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事
		完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回
		っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準
		とする。
	2に掲げるもの以外	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明す
	に提出を要する書類	る書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し
設	閲覧等の方法及び開	
計	始期日	令和5年1月30日(月)から
図書	質問受付期間	令和5年1月30日(月)午前9時から
等		令和5年2月13日(月)午後5時まで
	質問回答期日	令和5年2月16日 (木)
保証金	金及び支払方法	入札保証 免除 契約保証 要 前金払 有 部分払 有
7 0 1	t la	<u>金</u> <u> </u>
その何	111.	・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件
		である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ
		る。
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
		降でないとできない。
		・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
		さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課
		電話 048-840-6255
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180

却必分百	数 冊 丞 日	
入札:	整理番号	04-4484-26
参加		一般競争入札(電子)
		単体企業
工事		鴨川第27処理分区外下水道工事(南再-R5-3002)(ゼロ債)
工事		さいたま市中央区本町東7丁目地内外
	期间及ひ上事開始期	工事開始日から226日間
限日		工事開始期限日は、令和5年4月7日(金)
概要		改築工 管きょ更生工 (φ450~500) 107.0m 管きょ布設替え工 (φ200~500) 177.9m 取付管布設替え工一式 耐震継手設置工 (φ450~500) 6箇所 付帯工 一式
予定位	価格 (税込)	事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和5年2月14日 (火) 午前9時から 令和5年2月16日 (木) 午後5時まで
入札	書提出期間	令和5年2月17日(金)午前9時から 令和5年2月20日(月)午後5時まで
盟札.(の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
P.4 10	2012 C 12 . 4	令和5年2月21日(火)午後1時50分
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
資格		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
格		٤.
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
	7712.627	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。
	旭工八原守	(1) 本公告日において、平成24年度以降、下水管(函)渠更生工事を元請とし
		て完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合は、出
		資比率が20%以上のものに限る。)。
		(2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受
		けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入しているこ
		E.
		。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事
		完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回
		っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準
		とする。
	9 に掲げるもの以外	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明す
	に提出を要する書類	る書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し
-5H-	閲覧等の方法及び開	
設計	始期日	令和5年1月30日(月)から
図	質問受付期間	令和5年1月30日(月)午前9時から
書	英國久日 ////國	令和5年2月13日(月)午後5時まで
等	質問回答期日	令和5年2月16日(木)
保証。	金及び支払方法	入札保証 免除 契約保証 要 前金払 有 部分払 有
N/V HILL		\hat{\alpha}
その何	 汨	・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件
C -> 1		である。
		・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ
		る。
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
		降でないとできない。
		・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
		さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課
		電話 048-840-6255
契約		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
> > 11.4	-3 771	さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180
		TEMP 0 10 0 2 0 1 1 0 0

±刀 伙─	救 班 采 旦	0 4 - 4 3 8 7 - 5 6
契約整理番号		- 一般競争入札 (電子)
入札方法		単体企業
参加形態工事名		芝川第9-1処理分区下水道工事(北建-R5-1013)(ゼロ債)
工事名工事場所		
		さいたま市見沼区大和田町1丁目地内
履行期間及び工事開始期		工事開始日から179日間
限日		工事開始期限日は、令和5年4月3日(月)
概要		延長 429.3m 管きょ工 開削 (φ200mm、硬質塩ビ管) 429.3m マンホールエ
		組立1号マンホール13箇所 取付管工 取付管32箇所 付帯工一式
予定価格(税込)		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和5年2月14日(火)午前9時から
		令和5年2月16日(木)午後5時まで
入札書提出期間		令和5年2月17日(金)午前9時から
		令和5年2月20日(月)午後5時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和5年2月21日(火)午後2時00分
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級
加資格		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下
		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ
		と。
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有し
		ていること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		る。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計図書等	開始期日	令和5年1月30日(月)から
	質問受付期間	令和5年1月30日(月)午前9時から
		令和5年2月13日(月)午後5時まで
	質問回答期日	令和5年2月16日(木)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
		証金 証金 証金
その	他	・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件
		である。
		・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件であ
		る。
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和5年4月3日以
		降でないとできない。
		・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
		・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事(発注者指定型)」の
		対象案件である。
	LH MARKET	
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
工事	担当課	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課
		さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262
	担当課担当課	さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262